

幼保連携型認定こども園 大阪信愛学院幼稚園

重 要 事 項 説 明 書 (令和8年度)

教育・保育の提供にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりとします。

1. 施設運営主体

名 称	学校法人 大阪信愛女学院
所 在 地	大阪市城東区古市2-7-30
電 話 番 号	06-6939-4391 (代表)
代 表 者 氏 名	理事長 岩熊 美奈子

2. 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園					
施 設 の 名 称	認定こども園 大阪信愛学院幼稚園					
施 設 の 所 在 地	本園：3歳児～5歳児 大阪市城東区古市2-7-30 電話番号：06-6939-4391、Fax：06-6939-4455 HP https://kinder.osaka-shinai.ac.jp					
連 絡 先	分園：0歳児～2歳児 大阪市城東区古市2-8-6 電話番号：06-6939-7815、Fax：06-6939-8710 HP https://hoiku.osaka-shinai.ac.jp					
管 理 者	園長 大谷 文彦					
対 象 児 童	3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする3歳未満の乳幼児					
利 用 定 員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
	1号	一人	一人	一人	75人	75人
	2・3号	11人	19人	19人	30人	30人
	合 計	11人	19人	19人	105人	105人
開 設 年 月 日	2024年 4月 1日					

3. 施設の目的、運営方針

当園はキリスト教思想を基盤に、園児一人ひとりが周りから愛されていると感じ、自己肯定感を持てるように丁寧に関わります。教育の基礎を培うものとして、よりよい環境を整え、こどもたちの健全な心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的としています。

また乳幼児期における保育・教育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものと位置づけ、以下の運営方針に基づいて保育・教育を0歳から就学前まで一体的に提供します。

- (1) こどもたちを一人格として認め、一人ひとりが持つて生まれた資質・個性を大切に丁寧な関わりをもち、主体性を育みます。
- (2) キリスト教理念を基盤に、よりよい環境を整えてモンテッソーリ教育を開催し、園児の自立への育ちを支援します。
- (3) 異年齢との関わりを中心とする縦割り保育を基本とし、こども同士の育ちを大切にします。
- (4) 音楽、英語、体育など発達を考慮した横割り保育を適度に取り入れ、同年齢との学びを共有します。

4. 当園の施設・設備等の概要

本園 (3歳児～5歳児)

(1) 施設

敷地	3,845.00m ²
園舎	構造
	鉄筋コンクリート造、1階、2階
延べ床面積	2,655.77m ²
園庭	2,147.20m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	11室	作法室を含む
遊戯室(ホール)	1室	
子育て支援室	2室	うち一つは別棟
職員室	1室	
事務室	一	職員室に含む
調理室	一	
英語ルーム	1室	
トイレ	8か所	2保育室に1箇所ずつ、他
倉庫	6か所	

分園 (0歳児～2歳児)

(1) 施設

敷 地	915, 70m ²
園 舎	構 造 鉄筋コンクリート造、1階、2階
	延べ床面積 578.11m ²
園 庭	—

(2) 主な施設

設 備	部屋数	備 考
乳 児 室	1室	0歳児クラス、調乳室を含む
保 育 室	2室	1, 2歳児混合クラス
事 務 室	1室	
調 理 室	1室	
ト イ レ	5か所	
倉 庫	5か所	

5. 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成30年4月1日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号改訂）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 宗教教育とモンテッソーリ教育

当園では、一人ひとりが神から望まれて作られたというキリスト教の考えを基盤に、50年来のモンテッソーリ教育をもととした異年齢縦割り保育を行っています。子どもたちは、教具と副教材を基本的に使い、やりたいことに自分主体で集中して取り組み、達成感を得て、精神的に落ち着いた子どもに育ち、他者を大切にすることが出来るようになります。

(3) 送迎

【本園】

- ① 送迎は必ず保護者が行ってください。やむを得ず他の者が送迎を行う場合は、必ず保護者がその旨を園に連絡してください。
- ② 徒歩、自転車、車通園の場合、午前9時までに登園してください。
- ③ 徒歩、自転車の場合は、職員室前にて送迎とも打刻をしてください。
- ④ 車は幼稚園南側の正門前でドライブスルー方式による送迎となります。
- ⑤ 希望者には、園バスによる送迎を実施しています。（別途、利用者負担あり）

【分園】

- ① 午前9時までに登園し、その際には必ず打刻をしてください。
- ② 送迎は必ず保護者が行ってください。やむを得ず他の者が送迎を行う場合は、必ず保護者がその旨を園に連絡してください。
- ③ 駐車場はありません。車の送迎の場合は最寄りのパーキングをご利用ください。
- ④ 近隣住民への配慮のため大声の会話は慎み、送迎後は速やかな降園をお願いします。

(4) その他

- ① 1号認定園児は、預かり保育を実施しています。
- ② 子育て支援の一環で、地域の子育て中のご家庭を対象に「子育て相談室」を実施しています。

6. 職員の職種、職員数及び職務の内容

4月1日現在

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
教頭	2	2		
保育教諭	43	24	19	
事務職員	2	1	1	
看護師	1	1		
庶務	1		1	
調理員	—			業務委託

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第100号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記職種の職員を配置しています。

職種	勤務体系
園長	勤務時間帯（午前7時30分～午後6時30分）
副園長	勤務時間帯（午前7時30分～午後6時30分）
教頭	勤務時間帯（午前7時30分～午後6時30分）
保育教諭	勤務時間帯（午前7時30分～午後6時30分）
看護師	勤務時間帯（午前7時30分～午後6時30分）

* ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

* 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

■職員の職種、及び職務内容

職種・員数	職務内容
園長 1人	所属職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令などを遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
副園長・教頭 2人	園長を助け、園務を整理し、教育・保育内容について保育教諭を統括する。
主幹保育教諭 常勤専従 2人	主幹保育教諭は、園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長及び副園長を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育・保育をつかさどる。
保育教諭 ・常勤専従 26人以上 ・非常勤 必要数	保育教諭は、園児の教育・保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
看護師 1人	看護師は、園児の保健業務等に従事する。
事務職員 2人	事務職員は、会計事務に従事する。

学校医	1人	学校医は、当園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校歯科医	1人	学校歯科医は、当園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校薬剤師	1人	学校薬剤師は、当園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に従事する。

7. 保育を提供する日

居住市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定こども (教育標準時間認定)	3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定こども以外の園児	土曜日、日曜日、祝祭日、及び春、夏、冬期の長期休業、他協力休園日
2号認定こども (保育認定)	3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする園児	日曜日、祝祭日及び年末年始 (12月29日～1月3日、 他協力休園日)
3号認定こども	3歳未満で保育を必要とする園児	

協力休園日　・創立記念日　4月20日、
 ・クリスマス　12月25日、
 ・新年度準備　4月2日、3月31日　・お盆　8月12日～15日
 ・年始　1月4日～5日
 ・その他、園の要請による

* 1号認定も、普段の預かり保育を利用することができます。

8. 教育・保育を提供する時間

居住市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定こども	教育標準時間（概ね4時間程度）	(注1)
2・3号認定こども	保育標準時間（最大11時間）	(注2)
	保育短時間（最大8時間）	(注3)

*注1) 1号認定も必要に応じて保育前後の預かり保育を利用できますので、ご相談ください。(別途利用者負担料金が必要となります。)

*注2) 午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間のみのご利用となります。

*注3) 午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間のみのご利用となります。上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時30分から午前8時30分まで、又は午後4時30分から午後6時30分までの範囲内で延長保育を提供します。
 (延長保育の利用にあたっては、保育料の他に別途延長料金が必要となります。)

9. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法　　自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、基本、毎日食事の提供を行います。

その際、園児の年齢に応じて以下の時間帯に食事の提供を行います。

歳 児	午前間食	昼食	午後間食	備 考
0歳児	午前8時45分頃	10:45～12:00頃	午後3時頃	
1歳児	午前9時頃	11:00～12:00頃	午後3時頃	
2歳児	午前9時頃	11:00～12:00頃	午後3時頃	
3歳児		11:30～12:30頃	(午後3時頃)	午後間食は1号認定 の預かり保育と2号 認定のみ
4歳児		11:30～12:30頃	(午後3時頃)	
5歳児		11:30～12:30頃	(午後3時頃)	

※献立表を毎月別途提示。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応（乳、卵、小麦）

※アレルギー物質によっては、給食の提供ができない場合があります。

【食物アレルギー対応マニュアル有】

その際は医師の診断書を必要としますので、入園前にご相談ください。

*給食提供についての同意書をお渡しします。よくお読みいただき、署名と捺印をお願いします。

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員 数	常 勤	非常勤	備 考
園児の給食栄養管理他	1	1		業務委託

*食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10. 保育料及び諸費用（募集要項参照）

*実費徴収以外は年間で割って算出しています。出席の有無にかかわらず、所定の期日に納入してください。お支払方法については、別途お知らせします。

*1・2号認定のみの費用は、3号認定も3歳進級後の負担となります。

(1) 基本保育料

3号認定は、支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額（月額）をお支払いください。1、2号認定は無償です。

(2) 特定保育料

1・2号には（1）に掲げる基本保育料のほか、教育・保育の質の向上を図るため、特定保育料として「保育・教育充実費」が負担となります。

(3) 諸費用

*園児の教育・保育環境をより良いものとするため、また施設・設備・教具並びに教育の充実を図るために設定しています。

○入園手続き時の諸費用

(1・2号認定)「入園受入れ準備費」「施設設備費」「教育会入会金」

○月々の費用

(1・2号認定)「保育教育充実費」「環境設備費」「教育会費」

(3号認定)「教育会準会員費」

○その他費用 a 園外保育・行事代等

b 給食費（月曜日～金曜日）

c 通園バス代（8月は除く）

*その他費用については、別紙をご参照ください。

諸費用については、経済情勢に合わせ変動する場合があります。

11. 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方としていますが、園で安全に預かれるかどうか、協議を行います。

12. 利用の開始に関する事項

1号認定こども

入園願書を10月1日に提出、入園面接後、合格通知を受け取った保護者が本重要事項説明書に同意、契約書に署名した後、保育の提供を開始します。

2・3号認定こども

城東区保健福祉センターの利用調整に基づき、当園に入所決定し支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書に同意、契約書に署名された後、保育の提供を開始します。

13. 利用の終了に関する事項 以下の場合に教育・保育の提供を終了します。

- ① 園児が小学校に就学した時
- ② 子ども・子育て支援法に基づき支給認定が取り消された時
- ③ 支給認定保護者から本園の利用を取り消す申し出があった時
- ④ 市町村が本園利用の継続が不可能であると認めた時
- ⑤ 本園が定める除籍規定に該当した時
- ⑥ その他、利用の継続において重大な支障又は困難が生じた時

・他の措置

(1) 除籍・転園等

園長は、園児が無断で1か月以上欠席した時や基本保育料や特定保育料、その他の納付金を1か月以上滞納した時は、当該園児を除籍する事があります。

(2) 登園禁止

園長は、園児が学校保健安全法に規定する疾患その他感染しやすい疾患にかかるていると判断した時は、当該園児の全治が確認できるまで登園の停止を命じることがあります。

(3) 入園の許可

入園については園長の許可が出た後、当該園児の保護者は入園のしおり及び本重要事項説明書の内容を理解したうえで、契約書の提出をお願いします。

(4) 異動の届出

園児の保護者の改名、その他身分上の異動または転居に変更があった時は、速やかに届け出てください。

(5) 休園又は退園の届出

休園又は退園しようとする者はその理由を記入し、園長に届け出てください。

14. 嘱 託 医

内 科

医療機関の名称	たかおベビー・キッズクリニック
医 師 名	高尾 紗子
所 在 地	大阪市鶴見区今津南 1-5-37
電 話 番 号	06-6167-6708

歯 科

医療機関の名称	おかもと歯科医院
医 師 名	是松 友希
所 在 地	大阪市城東区成育 4-22-6
電 話 番 号	06-6936-1418

*令和7年度現在

15. 緊急時の対応

登園中の園児に突然の病気や怪我等の緊急事態が発生した場合には、保護者に園児の引き取り連絡または、保護者指定の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。また、保護者と連絡が取れない場合は、必要に応じて当園指定の医療機関で受診を行います。なお、その間は園内で看護師が様子を見ながら付き添い、冷罨法など適宜手当を行います。
*投薬について：医療行為にあたるため、原則投薬は行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行います。投薬に関する情報について、担任に必ず書面でお知らせください。

16. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、危機管理マニュアルにより対応。	
防 災 設 備	・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知機 ・防火シャッター ・その他、カーテン、敷物等の防炎処理	・誘導灯 ・非常警報装置 ・非常用電源
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回実施。	

17. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ◎虐待防止マニュアルの作成、運用。

18. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	・窓口担当者 (本園) 中島 優子、(分園) 梶谷美和子	
	・責任者 大谷 文彦	
	・ご利用時間 午前9時30分～午後4時30分	
	・電話番号 (本園) 06-6939-4391	
	(分園) 06-6939-8715	
	・FAX (本園) 06-6939-4455 (分園) 06-6939-8710	
＊担当者が不在の場合は、当該園職員までお申し出ください。		
第三者委員	楠本 光子	電話番号：06-6939-4391
		学院相談役（元理事）

*苦情に関しては上記のほか園内に、要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

*苦情解決の実績等はホームページに掲載します。

19. 利用者に対しての保険

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	学校管理下における不慮の負傷、疾病、障害、死亡等
保険の金額	240円/年（予告なく変更することがあります）

20. 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	3人	4人	9人
1歳児	19人	15人	11人
2歳児	16人	18人	18人
3歳児	110人	91人	95人
4歳児	105人	103人	97人
5歳児	118人	102人	102人

21. 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価審査状況	毎年度実施	ホームページにて公開
自己評価の実施実施状況	毎年度実施	ホームページにて公開

22. 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨
(適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無)
無し

23. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動は禁止といたします。

■教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担

項目	利用区分	内容及び目的	金額
入園受入れ 準備金	1号認定	新入園児受入れのための教育・保育体制を整える準備に係る費用	入園手続き時の一時金 50,000円
	2号認定		
施設設備費	1号認定	新入園児受入れのため、保育室・その他施設等の整備に係る費用	入園手続き時の一時金 50,000円
	2号認定		
教育会入会金	1号認定	学院全体の保護者会組織入会に係る費用	入園手続き時の一時金 15,000円
	2号認定		
保育・教育 充実費	1号認定	教育・保育の質の向上、充実に係る費用	月額 3,000円
	2号認定		
環境設備費	1号認定	環境、施設維持等のための費用	月額 2,000円
	2号認定		
教育会費	1号認定	学院全体の保護者会組織運営に係る費用	月額 1,400円
	2号認定		

■教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	利用区分	内容、負担を求める 理由及び目的	金額
給食費	1号認定	給食等に係る費用	主食費 月額 900円 副食費 月額 4,600円 *長期休業中（夏期） 日額 450円
	2号認定		主食費 月額 900円 副食費 月額 4,600円 おやつ代 月額 1,500円
通園バス	1号認定	バス利用に係る費用	往復 月額 8,000円 片道 月額 4,000円

■一時預かり保育・延長保育に係る利用者負担金

利用区分	利用時間	金額
	早朝 7:30～9:00 8:00～9:00 保育後 [午前保育日の預かり] ~14:00 ~16:00 [午後保育日の預かり] ~16:00	500円 200円 600円 1,000円 400円
1号認定	《共通》 16:00～18:00 *長期休業中（夏期・冬期・春期） 早朝 7:30～9:00 8:00～9:00 日中 9:00～12:00 9:00～15:00 9:00～18:00	1時間ごとに 200円 500円 200円 800円 1,600円 2,400円
2号認定	【短時間保育】 *利用時間超過の場合 早朝 7:30～8:30 8:00～8:30 保育後 16:30～17:30 17:30～18:30	500円 200円 200円 200円
3号認定	【短時間保育】 *利用時間超過の場合 早朝 7:30～8:30 保育後 16:30～17:30 17:30～18:30	500円 500円 1,000円

* 他の保護者負担金は別表をご参照ください